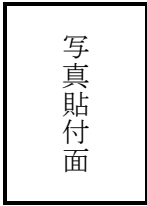


様式第四十三号(第百十条関係)

第 号

動物用医薬品配置従事者身分証明書



住所

氏名

年 月 日生

種別

この者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第30条第1項の規定により許可された下記の動物用医薬品配置販売業者の配置従事者であることを証する。

年 月 日

都道府県知事

----- (折り目) -----

配置販売業者 許可年月日 許可番号

氏名又は名称

住 所

営業の区域

有効期限 発行の日から 年12月31日まで

発行年月日 年 月 日

用紙 { 縦 120ミリメートル  
横 90ミリメートル

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律抜粋  
(配置販売業の許可)

第30条 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が与える。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を配置しようとする区域をその区域に含む都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 薬剤師又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体制の概要
- 三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
- 四 第三十一条の二第二項に規定する区域管理者の氏名
- 五 第四項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

3 薬剤師又は登録販売者が配置することその他当該都道府県の区域において医薬品の配置販売を行う体制が適切に医薬品を配置販売するために必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないときは、第一項の許可を与えないことができる。

4 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の許可について準用する。  
(配置従事者の身分証明書)

第33条 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。

2 前項の身分証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
(動物用医薬品等)

第83条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品(治験使用薬物等を含む。)であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律(中略)中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と(中略)とする。